

若桜町監査告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年7月3日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 実施年月日 平成29年6月26日（月）
- 2 財政援助団体監査
 - (1) 対象補助団体 若桜町商工会
 - (2) 監査の着眼点
 - ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
 - イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
 - ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
 - エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
 - カ 会計責任上に責任体制は確立されているか。
 - (3) 監査の結果
指摘事項は特になし
- 3 公の施設の指定管理者監査
 - (1) 対象施設 実施なし